

# 「奈良県少年補導に関する条例」がスタートします!

～ 平成18年7月1日 施行 ～

Q 「奈良県少年補導に関する条例」って何?

A 少年の非行防止と保護を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的とした、奈良県独自のきまりです。この条例では、少年にとって「非行の入り口」となるような行為を『不良行為』として定めています。

Q 「非行の入り口」となるような『不良行為』ってどんな行為?

A 少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為（刑罰法令に触れるものを除く。）をいい、この条例では次の26項目を定めています。

## 「不良行為」(26項目)

20歳未満の少年について  
不良行為となるもの

喫煙

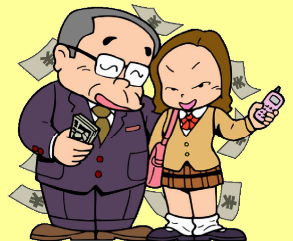
飲酒



競輪の車券購入等

売春

粗暴な言動



刃物等の所持

金品の不正要求

金品の無断持ち出し

性的不安を与える言動



暴走行為のあおり

有害薬物等の<sup>らんよう</sup>濫用  
・所持

家出



暴力団員・暴走族等  
との交際



19歳未満の少年について  
不良行為となるもの

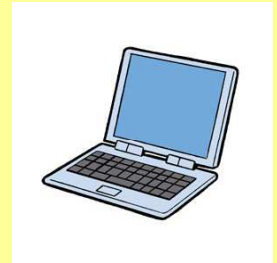
サッカーくじ (totoチケット) の購入等

18歳未満の少年について  
不良行為となるもの

風俗営業所等への立入り  
デリバリーヘルス等の利用  
デリバリーヘルス等への従事  
児童買春の相手方となる行為

出会い系サイトの利用

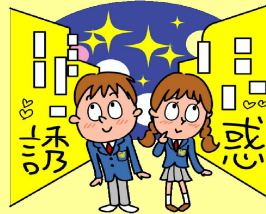
インターネット上の有害情報閲覧等



⑳ 有害図書類・有害がん具刃物類の所持

㉑ 入れ墨を受ける行為

㉒ インターネット掲示板への  
中傷情報の書き込み等



㉓ 深夜はいかい

㉔ 無断外泊

㉕ 小、中学校等の怠学

Q 例えば、「喫煙」や「飲酒」として警察官に注意を受けた場合、少年が持っている「たばこ」や「お酒」はどうなるの？

A その場で、少年に廃棄するように求めます。または、少年の任意の提出を受けて、一時的に警察で保管し、保護者等へ引き渡します。

Q 18歳未満の少年の「家出」や「深夜はいかい」「無断外泊」で警察官に注意を受けた場合はどうなるの？

A 帰宅するように指導を受けます。  
また、少年の年齢や状況によっては、その場で保護者に連絡し、保護者に連絡がつかない場合や、保護者が直ぐに迎えに来られない場合などは、少年の同意を得て、警察で一時的に保護することがあります。  
ただし、16歳未満の少年については、保護者からの依頼を受けて保護することがあります。

Q 不良行為を行っている少年に対して注意するのは、警察官だけですか？

A 少年警察ボランティアである「少年補導員」をはじめ、一般の大人の方々も注意することがあります。

少年のみなさんへ

自分自身が犯罪に巻き込まれないためにも、決められたルールを守りましょう。  
また、喫煙、飲酒などの「不良行為」に誘われても、きっぱり断る勇気を持ちましょう。